

ロック『統治二論』第1編のフィルマー批判

岡村東洋光

1. はじめに

ロック『統治二論』第1編は、表題が「ロバート・フィルマー卿ならびに彼の追随者の誤った原理と根拠の看破と打倒」という大仰なものである。ロックはここでフィルマー（1588-1653）の『パトリアーカ』等の著作を取りあげ批判している。¹⁾実は、フィルマー批判という意味では、第1編のみならず、『統治二論』全体がそうであるというのが、今や通説である。なぜなら、『統治二論』は1679年から83年にかけての、いわゆる王位排斥危機の渦中に、カトリック信者が王位に就くことを排除する運動の立場で書かれたものであったからである。

この危機は、政治に関わる多くの人々に、かつての内乱（ピューリタン革命）をもたらした危機の再来として捉えられた。すなわち、シャツベリ伯爵（A.A.C.Shaftesbury;1621-1683）らに指導された反国王派によるカトリック信者の王位継承排除運動は、やがて議会による王位継承の順位変更までをも要求するところまで進んだのに対し、国王支持派は、あくまで国王の権力の神聖性と絶対性を強調することにより、王位継承の決定権限が国王にあることを堅持した。この主張を裏付けるものとして、国王支持派はフィルマーの『パトリアーカ』等を掘り起こしたことは、既に見た通りである。²⁾

これに加えて、排斥危機を特徴づけた事柄として、国際的な局面における

カトリック国フランスの脅威が挙げられる。ピューリタンへの報復に燃えていた騎士議会の解散と、教皇主義者陰謀事件の発生は、カトリックの脅威と結び付けられると、より現実的な危機としてイングランドの政治に関わる多くの人々に感じられたであろう。³⁾つまり、反国王派にとっては、イングランドをふたたびカトリックの支配に貶めるかもしれないという危機であり、他方、国王派にとっては、ふたたび内乱の悪夢を見るかも知れないという危機であった。イングランドの政治的な支配層にとって「ピューリタン革命とカトリックの支配」⁴⁾の両方が脅威であったのである。

あらためて、フィルマー理論の意義を確認しておくと、当時のイングランドにおける主権の源泉と主権の担い手の問題を、フィルマーは船舶税を巡る論争において、国王の血縁的な継承の正当性を論ずる形で提起していた。つまり『パトリアーカ』の執筆は、直接的には船舶税の徴収問題に絡んでいたが、この問題は国王の大権の見直し、つまり議会と大権の綱引きの問題であった。議会側から見れば、私有財産に対する課税権が国王の専断的な権利ではなく、歴史的に人々の同意（議会の承認）を必要としてきたことの確認の問題であった。⁵⁾これに対し、フィルマーは当時の多くの人々の常識であった聖書の字句から引用し、王権の神聖化を図るとともに、これまた当時の有产階級にとって常識であった大家族からなる「世帯主」の立場、いわゆる家父長主義の立場に立って、絶対主権論を正当化していた。

これについてロックは、『統治二論』第1編において聖書に言及しながら、フィルマー説への直接の反論を、第2編では自説の積極的展開を行った。ロックによるフィルマー批判については、一方では、ロックはフィルマー思想を誤って解釈し、また故意に不正確に描いたのであり、ロックの描いた戯画像とは異なり、フィルマーの実像は「ロックよりもずっと該博で独創的な思想家であった」⁶⁾という評価もある。しかし、通説的には、第1編のロックの議論はフィルマーの「陳腐な父権論に対する不釣合いな程熱心で詳細な反論にしかみえず、ロックの反論が余りに容易に成功しているが故にかえって興味をひきにくい」⁷⁾と見なされてきた、と言ってよいであろう。

ロックのフィルマー批判は、表面上はフィルマーの聖書解釈への批判と自説の展開のように見える。しかし、その内実は、主権が神授的なものか、あ

るいは人々の同意に基づくものか、という主権の源泉論を含みながら、政治的な主権を国王が維持するか、あるいは議会が掌握するかを巡っての論争、しかも両派による実践的な争いを表わしていた。その政治的な基本的対抗軸は、チャールズ2世の支持派が国王の主権の神授性と絶対性を主張し、その課税や軍の強化を正当化しようとしたのに対し、シャフツベリら反国王派の狙いは、イングランドに伝統的な人々の同意に基づく統治論を敷延して展開し、ステュアート朝下で空洞化されて来ていた議会の伝統的な権力に、再び実体を取り戻し、これを国王に認知させることにあった。

排斥運動がライ・ハウス陰謀の発覚とモンマス公の反乱の失敗に帰結したことからすれば、家父長主義による王権の絶対的性格の正当化論は、結果的に名誉革命という実践を通して打破された。そして、フィルマー批判を行っていたロック理論に対する高い評価がその後生まれた。それらは、ラスレットが言うように、排斥危機が去った後、しばらくして発生した政治的な事件によってもたらされたのである。この意味では、「家父長主義を打破したのは、革命の成功であった」⁸⁾といえよう。そしてホイッグ原理とホイッグ制度の勝利は、合理主義の成長、都市や商業の発展、ブルジョワ文化の着実な拡張をもたらした。それらの前に、フィルマー理論に代表される家父長主義は撤退を余儀なくされたのであった。

だが、ロックの思想は、こうした18世紀以降の歴史過程の中で、その「近代的」側面のみが偏って評価され、他方でその「伝統的」的側面は軽視されてきた傾向がみられた。こうした評価においては、ロック自身には家父長主義的発想はないときれい、むしろそれを全面的に批判克服した「近代主義者ロック」が一面的に強調されたのであった。

ところが、このような現実の政治過程を重視するという観方は、ロック理論の低い評価をともなう。すなわち、ロック理論は、かならずしも家父長主義にとどめを刺す見解を創り出したのではなく、ただ新しい物の観方を最も有効に使ったにすぎない、と。⁹⁾

だが、こうした政治勢力の衝突の次元ではなく、両者の理論的対抗軸をみるとならば、別の様相も見えてくる。例えば、アレンによると、フィルマーの思想を「家父長主義理論」として捉えるのは間違っており、眞の権威が君主

制以外にはないという信念もフィルマー思想にとっては本質的ではないと言う。本質的であるのは、第1に、「社会は、統治における道徳的権威の一般的な認知を絶対に必要とする」こと、第2に、「そうした権威は、神の力によつて裁可されたものとして見なされなければ、その根拠を全く見いだされ得ない」という主張なのだ、と言う。つまり、フィルマーが見いだそうとしたのは、「統治における道徳的権威と服従の義務に含まれる信念の根拠」であり、彼は、「神が義務として、服従を要求する権利を特別に授けた、ということをわれわれが想定しなければ、何も見いだされ得ない」ということである。¹⁰⁾

しかも、フィルマー自身が「これが現実に起こったことを歴史は示しており、また、もともと家父長達に授けられた権利が国王達に継続されていることをわれわれは想定せねばならず、…略…われわれはそれ以上のことを探定できない、なぜなら、神がいまだかつて権威のある集団や「人々」に授与した、ということを連想させる証拠はないからである。」その上、神がかつて権威を授与したという想定自体が不合理であろう。「われわれは、どのようにして国王が家父長の権利を獲得したかを、正確に示すことはできないし、そしておそらく彼らは皆、最初は篡奪によってそうしたであろう。しかし、神が篡奪者への、そして選挙された君主に対しても、権威の譲渡を裁可した、とわれわれが想定しなければ、あるゆる統治は、道徳的な権威の今まで残される。」と主張する。¹¹⁾

こうしてアレンは言う。フィルマーが一貫して追究したことは、人はなぜ、誰もが自分自身を統治に結び付けられていると考えるのか、という古い問い合わせた。言い換えると、政治的な義務の性質とその限界とは何か、であった。確かに、この問い合わせに対する、神による権威の授与の「想定」というフィルマーの答えは不満足だが、では現在どのような対案があるのか。ロックの理論を、人々の同意を政治的な義務の根拠としているとみなすアレンは、まさにこの論点をロックが無視した、という。¹²⁾

だが、このアレンのフィルマー解釈もまた、ロック理論の一面的な解釈に基づいていると言わねばならない。なぜならロックは、一貫して創造主たる神と作品たる人間という図式を下敷きにして捉えており、統治が自然法（神の法）にしたがってなされなければならない、と考えているからである。ロ

ックは、この自然法（神の法）と人々の同意（人定法）を巧みに結合させたのであった。

この意味では、両者はともにキリスト教的信仰という共通の土俵を有していた。つまり、フィルマーが依拠した聖書の啓示に関しては、その解釈が異なるものの、両者はキリスト教の信仰者という枠組みを共有していたのである。ただし、フィルマーがそれを国王の統治の正当化に使ったのに対し、ロックはこれを人間把握の基底に据えることにより、聖（宗教的結びつき）対俗（世俗的結びつき）の対立ではなく、聖と俗を繋ぐ論理として提示したのであった。

また、家父長的家族（世帯）の存在も、当時の大土地所有者にとっては常識の世界であった。フィルマーは、大世帯の長として眼前にある状況を、統治権の一つの根拠として採用したのに対し、ロックは、自然法を根拠にして財産所有権を生命や自由と区別しつつ擁護すると共に、社会の慣習を根拠にして、大地主の遺産の相続権を追認した。これによって、ロックは、家父長的家族の事実上の追認をしている。これらの点については、後に触れることにしよう。

ここでは直接フィルマーを名指しで批判している『統治二論』第1編をとりあげ、その固有な批判の論点を検証してみようと思う。第1編の全体は1章からなっていて、第1章と第2章でフィルマーの基本的な考え方を要約し反論を行い、第3章から6章にかけてはフィルマーの基本命題の検証に充て、第7章ではそれまでの議論とは異なる角度から、父たる身分とプロパティについて論じ、そして第8章から11章までは、アダムの至上権の譲渡・継承問題を論じている。以下の検討は、こうした区分にしたがったロックの反論の検証である。¹³⁾

注

1) フィルマーの政治に関する主要文献は、R.Filmer,Patriarcha and Other Political Works of Sir Robert Filmer.Edi.,by P.Laslett.1984(orig.1949), およびSir Robert Filmer:Patriarcha and other Writings,edi.by J.P.Sommerville. Cambridge U.P. 1991. に収められている。以下、前者については Filmer(Laslett),p.--.後者について

は Filmer(Sommerville), p.--.と表記する。

次の著作で指摘されているように、ロックがとりあげているのは、フィルマーの五著作への批判である。友岡敏明/中川政樹/丸山敬一『ロック 市民政府入門』有斐閣,1978.の37頁を参照。尤も、ロックの意図は、フィルマーではなく、ホップズであるという解釈は、ロックの思想の近代的性格を強調する立場と相まって根強くある。レオ・シュトラウス、塚崎智、石崎嘉彦訳『自然権と歴史』昭和堂, 1988. のロックの項目、および松浦嘉一訳、ジョン・ロック『政治論』の「解説」12-3頁参照。

- 2) 17世紀の絶対主義思想においては、ホップズのリヴァイアサンよりもフィルマーのパトリアーカの方がずっと特徴的であった。M.Goldie(edi.), J.Locke Two Treatises of Government.1994(first.1993). Intro.,p.xviii.
- 3) 今井宏編『イギリス史 2』山川出版社, 1990.241-8頁を参照。
- 4) M.Goldie, Ibid., Intro.,p.xviii.
- 5) マグナ・カルタ(1215)以来の、恣意的な王権に対する法の支配の原則の確認は、イングランドの近代的な憲法諸原則という意味で重要である。ロックにとっては、法の支配とイングランド人民の同意に基づく支配という発想は、フッカーの影響が大きいと思われる
- 6) J.W.Allen,'Sir Robert Filmer'.in;F.J.C.Hearnshaw,(edi.) The Social & Political Ideas of Some English Thinkers of the Augustan Age p.45.
- 7) 水谷三公『英國貴族と近代』東京大学出版会, 1987.149頁。
- 8) Filmer(Laslett), p.41.
- 9) Gordon J.Schochet,Patriarchalism in Political Thought.1975. p.268.
- 10) Ibid.,pp.45-6.
- 11) Ibid.,p.45.
- 12) Ibid.,p.46
- 13) ロックの文献について『統治二論』からの引用は、次のものによった；P.Laslett (edi.), J.Locke Two Treatises of Government.sec.edi.1967(first.1960). および、M. Goldie(edi.), Two Treatises of Government.1994(first.1993), 引用頁数はそれぞれL-, G-で示す。邦訳については、松浦嘉一訳、ジョン・ロック『政治論』東西出版社, 1948. および鵜飼信成訳『市民政府論』岩波書店, 1987(初版1968), 宮川透訳『統治論』中央公論社, 1975(初版1968). を利用したが、訳文は一部変えてある。引用頁数は、それぞれ 松浦-, 鵜飼-, 宮川-, で示す。

2. 絶対君主制批判

前章で見たように、フィルマー思想は、聖書における神の啓示に基づく王

権神授説と、当時一般的であった家父長的家族に依拠した家父長主義的政治理論とを結合し、絶対君主制を論じたものであった。そして、フィルマー説はこれらに関する過去の思想を引用し、体系づけて論じたところにその特徴があった。

彼は、統治の性質に関して、『アリストテレスの政治学に関する評注』の中で、次のように結論的に要約している。「君主制でない統治形態はなく、家父長的でない君主制もなく、絶対的・専断的でない家父長的君主制もない。また、貴族制や民主制はありえず、暴政としての統治形態もない。そして最後に、人々は生まれながらに自由ではない。」¹⁾このようにフィルマーは、絶対君主制を正当化していた。

このフィルマー説を、『統治二論』第1編第1章において、ロックは次のように簡約する。フィルマーの思想の特徴は「あらゆる統治は絶対君主制である。その根拠は、人はみな生まれつき自由ではない」²⁾という言葉で示される。あるいはまた、ロックは、フィルマーの政治体系を、「人は、生まれながら自由ではなく、したがって、統治者と統治形態を選択する自由を決して持ちえなかつた。国王は、彼の権力を絶対的に、かつ神授権によって獲得している。なぜなら奴隸は、契約、あるいは同意の権利を決して持ちえなかつたから。アダムは絶対君主であったし、彼以来のすべての国王もそうである。」³⁾という命題で捉える。以上がフィルマー思想の枢要である、とロックは言う。つまり、ロックによると、フィルマー説では、人類の歴史においては自由な裁量権を振るう絶対君主と、生まれながら奴隸である被支配者が存在してきたのであって、これ以外の政治体制は存在しなかつたという。

ロックは、こうした学説が、「聖書のどこにも書かれていないし、また、理性の認めるとこでもない」⁴⁾と反論する。ロックはフィルマーの説明に沿って議論を進め、その聖書解釈に対して彼独自の聖書解釈を対置することによって、フィルマーを批判していくと同時に、フィルマー説自体に内在する矛盾を明らかにすることによって、フィルマー説の自己破綻を導く、という方法をとる。それは奇しくもフィルマーが、支配権力は人々の同意に基づくという説を批判する際に採った方法と同じである。

そこで第2章において、ロックは父権と王権を問題にする。まずはフィル

マーの説明を検証していく。フィルマーは〈人間は生まれつき自由ではない〉という命題を証明するために「人間は生まれながら親に隸属しており、したがって自由ではあり得ない」⁵⁾という説を持ち出す。しかもその場合、フィルマーはこの親の権力を、王の権威、父の権威、父たる権威と呼ぶ。これに対しロックは、フィルマーが「親権」と「父権」を曖昧なままに同一視し、明確な定義を与えていないと不満を述べ、フィルマーが語るのは、実際上次のようなことであるとする。

すなわち、「初めにアダムが「父の権威」を賦与されたが、彼に続く家父長等も父たる権利によって、彼らの子供に王権を振るった。」「アダムが神命により、また後の家父長等が彼から伝わった権利によって全世界に振るった君主権は、開闢以来のいかなる君主の絶対支配権にも劣らない広範なものであった。」「生殺の権、宣戦布告、平和締結の権。」「アダムも彼以後の家父長等も生殺の絶対権を持っていた。」「王は親たるの権利によって、至高の支配権の行使を継承する。」「王権は神の掟の定めるところであり、下級の法律がこれを制限することはできない。」「一家の父は自分の意志を唯一の掟として治める。」「君主の優越は法を超越する。」「王の無制限の司法権は『サミュエル書』に詳しく述べられてある。」「王は法を超越する。」⁶⁾といった具合である。

以上のような文章から、ロックはフィルマーの「父の権威」の概念を次のように要約する。これは「神より授けられた不易の至上権であり、父、あるいは君主は、この権利によって、自分の子、あるいは自分の臣民の生命、自由、財産に対して絶対的な、恣意的な、無制限な、あるいは制限されることを許さぬような権力を振るうことができ、したがって、彼らは子、あるいは臣民の財産を取りあげたり、譲渡したり、その身柄を売買したり、去勢したり、好む方法で利用したりすることができる。彼らは、すべて彼の奴隸であり、彼は万物の主人、所有者であり、彼の無制限の意志は、彼らの守るべき掟である。」⁷⁾つまり、フィルマーの概念では、父権は自然的なものであるとともに、無制約なものとされている。

だが、ロックに言わせれば、こうした巨大な権力の根拠そのものの説明が、フィルマー理論にはみられない。フィルマーが言うのは、ただひとつ、父の

権利の起源としての「アダムの主権」である。だが、『パトリアーカ』の中では、この証明はなされず、むしろ当然のこととして、前提されているのである。もし、論拠らしきものを挙げるとすれば、十戒の中の「汝の父を敬え」という言葉だけである。だからロックは、この「汝の父を敬え」という言葉の他に、『パトリアーカ』のどこに、「アダムの主権の証明、論証が書かれてあるのかわからない」⁸⁾という。

そしてロックは、フィルマーの『ホップズの「リヴァイアサン」に関する覚え書き』の中の次のような記述を発見する。「もし、神がアダムだけを創造し、女(イブ)は、アダムの肉体の一部から作られたならば、またもし、人類はこの両者の生殖行為から繁殖したことが認められるならば、すなわち、もし、神がアダムに、女および女との間に儲ける子を支配する権力のみならず、全地球を征服し、その上にある一切の禽獸を支配する権力をも与えるならば、その結果、何人も、彼の存命中は、寄贈、譲渡、あるいは彼の許可を得なければ、誰一人として何も要求、享受する権利を持ちえなかつた云々。」⁹⁾

これが、フィルマー説の要点であり、論証の根拠とされた論点である。それらは、「神のアダムの創造」「アダムが神から授けられたイブを支配する権利」「父としてのアダムが子を支配する権利」の三点に集約される。そこでこれら三点を、ロックは第3章から第6章にかけて検証していく。

注

- 1) R.Filmer,Observations upon Aristotle's Politics touching Forms of Government. in;Filmer(Laslett),p.229. なお、この点に関してラスレットは、これら6つの否定的命題に示された聖書と人類史に関するフィルマーの解釈のなかに、フィルマーの統治の性質についての見解が要約されている、という。cf.Ibid.,Intro.p.20.
- 2) J.Locke,TT.L-160,G-6. 松浦訳38頁. フィルマーの「人は生まれつき自由ではない」という観方には、アダムのみが自由であるという命題がくつついでいる。そしてフィルマーの神授権理論は、元来、聖書は科学的な分析の対象ではなく、信ずるものであり、あらゆる事柄に関する神の意志が表明された、完全なる啓示である。聖書に基づいて君主は自然的に神聖であり、君主のみが神から授けられた支配権、したがって絶対的な支配権を持つ、とする。
- 3) Ibid.,L-161,G-7. 松浦訳40頁.
- 4) Ibid.,L-161,G-6. 松浦訳39頁. 実は、フィルマーとロックは、聖書と家父長的家族

(世帯)という二つの要素に関して共通の土俵を持っていた。加えて、家父長主義と社会契約説はお互いに相互依存の関係にあった、とも言える。「なぜなら家父長主義は、契約説が依拠したいいくつかの前提を提供したからである。明らかにされ、究極的に解きほぐされなければならないことは、まさにこの関連である。最後には、その後の時代によって結局検証されてこなかった重要性を持っていたことが見られるであろう。」
G.J.Schochet,Ibid.,pp.6-7.

家父長主義と契約主義の論争は、政治組織の出発点で存在していた条件と、どのようにして現実に統治が生じたかの問題であった。契約理論は、政治が自然的なものではなく、自由意志で便宜的なものとみなし、また、絶対的なものではなく、範囲と期間の双方で制約され得るものと考えた。しかも彼らは政治社会の本質とそれに続く政治的義務の範囲を、あやふやな過去に求めた。つまり、原始契約に。こうして、家父長理論も契約理論も、ともに曖昧で想起できない過去、それらは仮定的推論、聖書的歴史、粗野な人類学的主張のミックスしたもの、に依拠していた。したがって、これら二つの立場の衝突を解決する自明の方法はなかったのである。Schochet, Ibid.,p.8.

- 5) J.Locke, Ibid.,L-162, G-7. 松浦訳41頁。
- 6) Ibid.,L-164,G-9. 松浦訳44-5頁。フィルマーの聖書解釈によると、人間社会は一人の男、アダムに起源をもち、あらゆる家族はアダムとの血縁的なつながりをもって展開されていったこと、またアダムが全世界を所有していた、という二点に集約される。
- 7) Ibid.,L-165-6,G-10. 松浦訳46頁。家父長主義に関してフィルマーは、聖書からアダム以来（ノアを経て）のつながりを家父長の連続的な系譜として捉え、アダムの末裔が今日の各国君主であると見なす。つまり、各国君主の支配権をこの血縁的継承関係において正当化した。
- 8) Ibid.,L-167,G-12. 松浦訳48- 9 頁。
- 9) Filmer(Laslett), pp.241-50. & Filmer(Sommerville) ,pp.184-197. & J.Locke,T T.,L-168,G-13. 松浦訳50-1頁。ロック『統治二論』の基調は（カトリックの他宗派に対する非寛容と結びつけた）専制批判にあったと考えられるが、それは当時の階層的ピラミッド構造を解体するような王位の廃止や貴族院の廃止は含んでいず、立憲君主制として、主権である立法権を庶民院が国王とともに掌握し、執行権・連合権を国王が掌握するという形で、これらを取り込んでいる。この意味では、ロック理論は、議会の中の国王というイングランドの伝統的な国制の枠組みを擁護する立場に立っていた。

3. アダムの創造

第3章では、フィルマーのいう「神のアダム創造が主権の根拠」という説

を批判する。ロックの狙いは、神のアダム創造は認めるが、アダムの支配権が同時に与えられたことは認めないことである。ロックのフィルマー批判は、もっぱらフィルマーによる聖書解釈の誤りを指摘することによってなされる。

ロックに言わせると、実のところフィルマーは「神のアダム創造によって支配権を得た」というのではなく、「アダムは、神の定めるところによって、彼の資格を得た」と言っているのである。では、フィルマーはこの両者を、どのように繋げているのか。「アダムは、創造されるや否や、神の定めたところにより、臣民はいまだ従えてはいなかったが、世界の君主となった。臣民がいないあいだは、実際の支配ということはあり得ないが、アダムが彼の子孫の支配者であることは、天賦、自然の権利によって定められたことであり、アダムは、創造以来、事実においてはとにかく、少なくとも素質においては王であった。」¹⁾という。

だが、ロックによると、フィルマーによるこの説明の過ちは以下の点にある。まず支配すべき「臣民」を従えていない段階では、「支配」という概念は成立しない。また、アダムが「創造されるや否や」支配権を授けられたというのは嘘で、聖書では、「イヴが作られ、アダムと一緒にになった後に」はじめて神の授与をうけたのである。しかも「支配権の最初の授与」は、イヴにたいする言葉「汝は夫をしたい、彼は汝を治めん」であるが、これは人類の墮落以後のことである。それは時間的にも境遇的にも、創造の時からは隔たっている。さらに、「素質において」王であったというのは、「神の定めるところにおいて」王であった、とはどうしてもつながらない。²⁾

同様に第4章においても、アダムは神から支配権を授与されたというフィルマー説を、聖書解釈を通して退ける。すなわち、フィルマーは『アリストテレスに関する覚え書き』の序文で、「世界で最初の統治は君主的なもので、すべての人間の父において現れた。アダムは子孫を殖やし、地上を満たし、これを征服する命をうけるとともに、あらゆる創造物を支配する権力を与えられ、それによって全世界の君主となった。アダムの子孫の誰も、彼の授与か許可によるか、あるいは彼を継承するかしなければ、何一つとして所有する権利を持つ者はいなかった。『地は人の子にあたえたまえり』（詩編作者）という文句は、この資格が父たる身分に由来するものであることを示してい

る。」と書いている。³⁾

この説明に対してロックは、聖書のテキストを提示して反論する。「神、彼らを祝し、神、彼らに言いたまひけるは、生めよ、殖せよ、地に満てよ、これを従わせよ、また、海の魚と空の鳥と地に動くところの諸々の生き物を治めよ。」である。この文章からフィルマーは上の結論を引き出しているが、ロックは次のように解釈する。アダムは、神からの授与によって、「人類、子供、子孫の支配権」を与えられたのではなかった。同様に、アダムは支配者・君主となったのではなく、また個人的に支配する権力を与えられたのでもない。むしろ、「他のすべての人々と共有して支配する権利を受けられた」と解釈すべきなのだ、と。⁴⁾

ここでは割愛するが、その説明は微に入り細に亘っており、ロックによる逐一の反論は成功しているといえよう。そしてロックは結論的に言う。上で引用した文章については、「この祝福が、万物がすむこの地上において、人類が他の生き物に優越しているということ以上の意味を持つとは認めないとと思う。優越するとは、神の姿たる主要な住民である人間…全人類…が他の生き物を支配する権力を持たせられたというに他ならない。」そしてロックは、ここから、万物が初めは人類の共有物であったこと、言い換えると、「下級動物の人類への服従」を確証する。「生めよ、殖やせよ」という神の命令は、人々が「皆、十分に衣食その他の生活の有用品の材料を供給され、これを利用する権利を与えられたと考える方が…合理的である」と解釈するのである。⁵⁾

更にロックはこれに関連して興味深い論点を提起している。それは、チャリティ論である。「神は、決して一人の人間を彼の気ままな支配下に置き、これを勝手に餓死させることを許さなかった。万人の父である神は、この一人に、この世の物資のある部分を独占的に所有する権利を与える時は必ず、同時に、彼の貧しい同胞にも彼の剩余物資にあづかる権利を与えた。貧しい同胞が困窮に迫られて、どうしてもこれを必要とする時、彼の願いを拒絶することは公正(justly)ではない。従って、いかなる人間も、彼の土地、財産の所有権によって他人の生命を支配する正常な権利というものは持ち得ない。財産家がその有り余る財力から救済費を出すことを惜しんで同胞を死なせることがあれば、それは罪悪である。正義が万人に、彼らが自ら正直に働いて作

った生産物と親から受け継いだ正常な取得物を所有する権利を認めるように、愛(charity)は、他に生活の道がない人に、極度の困窮から脱れるに必要なだけのものを、ありあまる程持っている人から要求する権利を与える。人が他の者の困窮につけ込んで、神が生活に困っている同胞に与えよと要請する救済を拒絶し、この者を強制的に自分の臣下とすることが正しくないのは、腕力のある者が弱い者を抑えて、無理に服従させ、喉に短剣を突きつけて、奴隸になるがいいか、殺されるがいいかと脅迫するのと同じである。」要するに、「他人の身柄を処理する権力は土地所有に由来するということではなく、ただ契約によって生じ得る」にすぎないということである。⁶⁾

ここで展開されていることは、直接的には、土地の所有者が彼の保有する財産によって他人を支配できるのではないとの傍証として、自然法に基づいた財産の保有に先だつ生存権、しかも各人=人類の生存権の行使という観点からチャリティが論じられている、ということである。この点は、第2編における、プロパティ論の展開との関連で重要な論点である。特に、神の法にしたがって、チャリティが困窮者にとっては権利、財産保有者にとっては義務として、困窮者救済の制度、したがって事実上、社会の安定装置として位置づけられている点が重要と思われる。

第5章では、主権の根拠としての「イヴの服従」について検証する。フィルマーが絶対主権の根拠にしている言葉「また汝は夫をしたい、彼は汝を治めん」⁷⁾は、イヴがアダムを帮助し腐敗したことに対して、神が立腹してアダム以上にイヴを失墜させ、アダム以上の罪を受けさせ、アダムとともに楽園から放逐した時の言葉であり、この言葉がとても支配権の授与を意味することは解釈できない、とロックは言う。つまり、「妻の夫への服従」と、政治社会における臣民の支配者への服従とは全く異質なのである。

第6章では、主権の根拠としての「父たる身分」の検証である。この論点は、フィルマー説の主たる根拠とされている。その説明として「すべて生を享けた人間は自由であるどころか、生まれるという事実そのものにより、親に隸属することになる」という。しかも、親の権力は、「絶対君主が奴隸に対し振る舞うような絶対的な生殺権である」とする。絶対権力を振るえる根拠は、「父が子に、生命と生存を与えたからである」という。だが、神こそが「生

命の創造者であり、授与者」であり、「生命の息吹を吹き込むことができるのは神だけ」なのだから、この説は誤りである、とロックは言う。⁸⁾

ロックの反論はさらに続く。かりに、「絶対権力が、親が子をこしらえ、これに生命を与えたことから生ずるとしても、父の支配権は母と共有なのだ。」なぜなら生命は母の胎内に宿るから、父のみが単独で子をつくることはできない。したがって、「父の絶対権力は、子を儲けることから生じたのではない。」また、現にある捨て子や子供の売買という習慣が、親による子供の支配の一つの証拠であるという主張は、「神の啓示のみならず、自然と理性によっても扶養の義務を命ぜられている」子供の命を奪うようなことを、神が許すはずがないことを忘れている。⁹⁾

また、父母を敬うこと、は絶えず聖書で繰り返されている主題である。たとえば、「汝の父母を敬え」(『出エジプト記』20-12), 「その父あるいは母を打つ者は必ず殺さるべし」(『出エジプト記』21-15)他の引用にもあるように、父と母は一つのものとして扱われており、「したがって、父母が子から尊敬を受ける権利は、共同で同等であり、一方が全部を主張したり、全然除外されたりすることはあり得ない。」はずである。¹⁰⁾

さらに、汝の父母を敬えという掟は、「君主権力への絶対的服従を意味する言葉ではなくて」、「純粹に親子の関係に付随する永遠の掟で、為政者の権力的なものは何も含まず、また、これに隸属もしていない。」それは政治的な支配権とは異なるのである。逆に、もしフィルマーが言うように、「汝の父を敬え」の意味が為政者の政治的権力への服従であるならば、これは「子の、肉親の父への義務とは関係のない言葉となる。」そしてまた、もし父親が子供にたいして絶対的な支配権を持つというならば、つまり、父権が王権の根拠であるならば、父の数だけ絶対的な権力者が登場することになり、論理矛盾をきたすことになる。¹¹⁾

こうして父たる者に、子を儲ける権利を通じて「絶対権力」を与えるというフィルマーの原理は、その父が誰かを巡って混乱してしまう。例えば、アダムのみが持つ(パトリアーカ, 13頁), 親が持つ(同, 12頁), 子供たちが彼らの父親の存命中に持つ(同), 一家の父(同, 78-9頁), アダムの相続人(『覚え書き』253頁), アダムの子孫(同, 244, 246頁), 最も老齢の親(パトリア

一カ, 12頁), すべての王(同, 19頁), 等などといった具合であり, 結局, 父たる身分は誰でもがもつことができるものである。そしてもし誰でもが父たる身分によって絶対権力を持つことができるならば, その結果は秩序の形成・安定よりも, 混乱・専制・篡奪をもたらすに違いない, と結ぶ。

以上6章までの検討から, 「人間は生来自由ではない」, なぜなら「人間は生来, 親に隸属しており, 自由ではない」という命題の証明として, フィルマーは, 親への隸属を事実上, 父権に求める。そしてこの父権は詰まるところ, アダムの主権概念に行き着く。その内容的な説明は, 三つの論理からなる。神→アダム(支配権の授与), アダム→イヴ(前者が後者の支配権を持つ), 父→子(前者が後者の支配権を持つ), である。これら三つを検討した結果, ロックは, いずれも正当な根拠を持たないと結論したのであった。

注

- 1) J.Locke,TT.L-169-70, G-14. 松浦53頁。
- 2) Ibid.,L-170-1, G-15. 松浦54-5頁。
- 3) Ibid.,L-174, G-18. 松浦61-2頁。
- 4) Ibid.,L-174-5, G-19-20. 松浦62-3頁。しかし, ラスレットらの研究が示すように, 17世紀の家族は, 貴族はもとより, ジェントルマン, 都市の商人の他, 知的職業人や借地農すら規模は小さくとも, 妻子の他, しばしば年下の兄弟姉妹, 威姪を含んでいたし, 数多くのサーヴァントを含んだ家父長的世帯であった。そこでは, 女に対する男の優位性と長子相続が一般的でもあった。したがってまた, この時代の「人々」は, これら家族の長を意味したことも忘れてはならない。つまり, 家族 family の長としての父のみが, 世帯 household を代表する人間であった時代であったことは否定できない。したがって, このことはフィルマーにとっては, 常識であった。参照: P.Laslett, *The World We Have Lost*.1983(1st.1965), esp.Chap.1. 川北稔・指昭博・山本正訳『われら失いし世界』1986.5. 三嶺書房.特に第1章を参照。

ロックにとっても同じであり, 彼もまた, 家族(=世帯)と切り離された個人を想定しているのではなく, フィルマーと同じく家族(=世帯)からなる社会, したがってそれを代表する人間(=家長)を想定していると考えられる。その意味でロックとフィルマーの根底にある社会像には, それ程違いはなかったと言えるであろう。この点で, 「ホップズやロックも例外ではなく, フィルマーの時代の誰もが, 事実上人類学的家父長主義者であった…略…当時は, 様々な種類の家父長主義の風潮に満ちみちていた」James Daly,Sir Robert Filmer and English political thought.1979.pp.151-2. とい

う指摘は、間違ってはいないであろう。ただし、ロックにとっては、父権を政治権力の根拠と見なすことには反対したこと、すべての人間が自然的には自由で平等におかれているとしたこと、そして親の子供に対する支配の期限が切れた後は、子供もまた自由人として自立すること、を主張しており、フィルマーとは父権の意味合いが異なる。第2編第7章の家族関係を夫と妻、両親と子供、主人と僕、および奴隸からなるとする記述では、家長の権力は、政治権力とは異質で限定付きの緩やかなものだと、ロックは言う。

- 5) Ibid., L-186-8, G-30-1. 松浦80-3頁。
- 6) Ibid., L-188, G-31-2. 松浦83-4頁。
- 7) Ibid., L-189, G-32. 松浦85頁。『創世記』 3-16
- 8) Ibid., L-194-7, G-37-9. 松浦93-6頁。
- 9) Ibid., L-198-9, G-40-1. 松浦98-100頁。ロックは、男女の自然的な結合が、親子関係の基礎であり、したがって父と母が対等な権利を持つ、と主張してはいるが、それはもちろん現代的な意味での男女の平等論ではない。ロックの社会認識においては、家父長的家族が中心的位置を占めていたことは言うまでもない。この点に関しては、松下圭一『ロック「市民政府論」を読む』岩波書店、1987。特に7-15頁を参照。ただし、松下が言うように、我が国でも「ようやく最近、ロック型の考え方がある」という捉え方には、疑問なしとする。筆者は、イギリスにおける〈公〉と〈私〉はワンセットの概念であり、一方の成立は他方の成立であり、片方だけが成立するという捉え方には、賛成しかねる。少なくとも、〈公〉を無視した〈私〉というのは、〈私〉の一面的な理解でしかないと考える。
- 10) Ibid., L-203-4, G-44-5. 松浦103-5頁。これほど明確に「父権」を否定し、「親権」を主張するロックも、『統治二論』第2編第8章「政治社会の発生について」では次のように書いている。「もし歴史の存する限り、国家の起源を遡るならば、それは一般に一人の統治の下にあったことがわかるだろう。そのことを私は否定しようとは思わない。また一家族が自給自足をするにたるだけ多大な人数からなり、他の家族と混じらないで全体としてそっくりそのまま続いている場合には…略…政府は通常、父に始まった、ということを信じたい。なぜなら父は、自然法によって、この法に対するどんな侵犯もその適切なように罰する権力を持っていることは、他の何人とも同じであるが、これによって、その子供達が成人となり未成年者でなくなってしまった後にも、そのような侵犯をした子供達を罰することができたであろうからである。」 Ibid., L-pp.354-355, 鵜飼107-8頁。

ロックはこうして人類の記録をたどると、フィルマーと同様、政府がただ一人の手中にあったことを発見する。「まず第一に、はじめは父親が自分の子女を子供の間支配することによって彼らを一人の支配になれさせた。そうしてそれが注意深く巧みに、

とくにそれに服従するものに対する愛情と慈しみをもって行なわれるところでは、それは彼らが社会で求めている一切の政治的幸福を維持確保するのに十分であることを彼らに教えた。」*Ibid.*, L-p.356, 鵜飼110頁。彼らは「相互に親近感や友情を持ち相互に信頼の念を」持っていたから、彼らにとって最大の問題は「どうしたら彼ら自身を外敵に対して防御できるか」にあった。だから、彼らはこの目的に最も適う統治形態と、最も賢明で勇敢な者を選んだのだ。この意味で彼らの最初の王の仕事は、戦争の指揮者としてのそれであった。*Ibid.*, L-p.357, 鵜飼111頁。

ロックは、結論的に次のように述べる。「このようにして、家族が漸次国家に発展してゆく場合もある。この場合には父の権力は長子に伝えられる。順次に父の権力の下で成長していった者は、暗々裡にこれに服従するのであった。そうしてこの権力は人に不安を与えず、誰に対しても平等の姿勢をとり、何人の権利をも害することはないから、すべての者が納得し、ついには時とともにこれが確定して、事項によって相続の権利は定まったようにみえる。」*Ibid.*, L-pp.359-60, 鵜飼114-5頁。ここでは明白に家族の長が統治権力を獲得する過程が述べられており、フィルマー理論に限りなく近づいている、と言えよう。

ただし、ロックはこれを「暗黙の」同意という。これは「明示の」同意による共同体と政府の形成論とは異なる論理の展開である。ロックにおけるこの論理の二面性を、羽鳥説では国防国家論（公共の利益の確保）と原蓄国家論（所有権の確保）の併存と解釈し、友岡説では歴史的起源論と論理的起源論の併存と解釈する。羽鳥卓也『市民革命思想の展開』増補版（1976. 6. 御茶の水書房）第1章では、公共の利益＝国防国家＝国民主義の論理はヒュームに、労働による財産論＝原蓄＝市民革命の論理はスミスに継承される、という二つの異質の論理の併存が説かれる。他方、友岡敏明・中川政樹・丸山敬一『ロック市民政府論入門』（1978. 9. 有斐閣）では、政治権力の理論的起源論と歴史的起源論として整理され、これらに共通する概念として「同意」が提起されている。私見では、これら二つに見える論理も、ロックの中では、自然法（神の法）→人定法という枠組みにより、統合されていることが重要と思われる。財産論と同じように、国家論についても、単に二面的性格があるというのではなく、上の枠組みで捉えるという一貫性が見られる。

11) *Ibid.*, L-205-7, G-46-8. 松浦107-10頁。

4. 父権とプロパティ

次に、第7章で父たる身分(Fatherhood)とプロパティ(Property)を取りあげる。これまでの議論は、もっぱら前者に関連したものであったが、ここではじめてロックはプロパティを問題にする。それはフィルマーがプロパテ

イを「アダムの天賦の個人的支配権」の根拠として、持ち出したからに他ならない。ロックは、フィルマー説の紹介として次のように引用する。「支配権の原理、原則は必然的に、プロパティを源としてこれに依存する。」「子の親への隸属は、一切の王権の起源である。」「地上の一切の権力は、父権から由来したか、篡奪したかのいずれかであり、他には、その起源を見いだすことはできない。」¹⁾

ロックは、こうしたフィルマーの議論には矛盾点が数多くあるとしながらフィルマー説を検証していく。最初に、フィルマーのプロパティの定義は、ロックのいう「生命・自由・財産」ではなく、もっぱら「財産」として把握されている点を指摘しておかねばならない。

この点を確認した上で、かりにフィルマーの言うように、神がアダムに天賦の支配権と個人的支配権を授与したものと認めたとして、アダムの死後、支配権はどうなるか。フィルマーは、アダムの最も近い相続人に伝えられる、と答える。しかし、とロックは言う。たとえ長男がアダムから「個人的な支配権」(Property)を相続するとしても、「天賦の支配権」(Fatherhood)は相続できない。なぜなら、後者は子を儲けることによってしか生じ得ないからである。したがって兄弟といった親子関係ではない場合には、一方が他方への父権の行使は考えられない。アダムの死後は、アダムの子供達が各自自分の子供に対して、彼らの父親と同じように、「同じ資格で、相互に平等に」支配権を持つようになるにすぎないはずである。²⁾

したがって、これら父権(Fatherhood)と個人的な支配権(Property)とは本来別々の資格であり、並立できない。できないとすれば、どちらが優先するのか。フィルマーは「アダムの子供達は、彼の死ぬ以前に、授与か、譲渡か、あるいは他の何らかの譲渡によって、各々個人的支配権によって管理する領地を得た。すなわち、アベルは羊とその牧場を獲得し、カインは畠と都市の敷地となるノドの地を所有した」³⁾と言う。そして両者のうち、カインが主権者となったとフィルマーは言う。なぜか、相続によってであるという。しかし、カインもアベルも「個人的支配権」(Property)を得たし、また、カインはアベルに対しては、「父たる身分」(Fatherhood)をもたない。したがって、それでもカインが主権者であると言うためには、個人的支配権(Property)に

よるか、父たる身分(Fatherhood)によるか、のいずれかを根拠とせねばならない。だが、どちらか一方を至上の権力とすれば、他方は従属的な権力となる。こうしてフィルマーの議論は矛盾をきたす、とロックは言う。

次に第8章で展開されている「アダムの至上の君主権」の譲渡に関する議論について、ロックはフィルマーの次のような文章を引用し、フィルマー自身の議論が破綻していると言う。「王がこの権力を獲得する方法は、選挙であれ、授与であれ、継承であれ、その他いかなる方法であれ、構わない。王を真に王たらしめるのは、至上権による支配の仕方にあるのであって、王位を獲得する方法如何にあるのではない。」⁴⁾

もしフィルマーがここで言うように、王位を獲得する方法を問題にしないならば、彼自身が「父たる身分」や「財産所有」を問題にすること自体が無意味なものとなってしまう、とロックは言う。もっとも、ここでは支配の仕方を論じているのではあるが。

さらに第9章では、アダムからの相続による絶対君主権について、ロックは次のように問う。かりにアダムが絶対的な支配権をもっていたと仮定したとしても、今日の世界における支配権を誰が正統に持つのかの説明がなければならない。つまり、第一に、アダムの権力が、彼の死後、誰かに譲渡され、今日に到っていること。この譲渡が証明されないならば、アダムの権力に起源を持つ権力は今日の世界のどこにも存在しないことになる。第二に、今日の君主・支配者が、その正当な譲渡による権力者であるとの証明がなされねばならない。そうでなければ、彼らは他者に対して正当な支配権を失う。

上で見たように、フィルマーによると、もともとアダムの支配権は二つからなっていた。一つは「プロパティ」であり、アダムにとっては、神の直接の授与にもとづいて「すべての禽獣に対して持つ権利、すなわち、地球とその動物と他の下級の物を自分だけの専用に所有する権利」である。他の一つは「父たる身分」であり、子を儲けることに根拠を持つもので、アダムにとっては「自分以外の全人類を支配し、統治する権利」である。⁵⁾

これらの権利は継承できるのか。プロパティに関しては、それが神からアダムへの直接の授与であるならば、アダムの死後は、あらためて神から誰かが直接の授与を得ない限りは、誰もその権利を持ち得ない。あるいは、この

権利がアダム個人のものであるなら、誰も継承できない。また、誰かが継承するなら、なぜかれ一人が相続人となるのかの論証がなされなければならぬ。

こうした疑問が残るが、ロックは結論を急ぎ、次のように言う。神は人間を創造し、他の動物と同じように、自己保存の欲求を植え付けるとともに、食物、衣類その他の生活必需品を与えた。つまり、人間と世界を創った後、人間に分別と理性を与え、自分の生存に有益なものを選んで使うよう、自己保存の手段を与えたのである。したがってフィルマーのいう「プロパティ」は、そもそも神によってだれもが生存に必要な、あるいは有益な物を利用する権利を、賦与されたことに基づいている、と。⁶⁾

つまり、ロックによれば、「プロパティ」は神の与えた生存権に根拠を持つのだから、アダムの子供達も、アダムの死後のみならず、アダムの存命中にもすでに同じ資格を与えられている。それゆえ、特定の相続人だけが、生存に必要で有益な物を利用する特権を持っているのではない。すべての人が、同じように生存権を持っているのである。この生存権に續いて、神は各人に、「自分の家族を繁殖させ、自分をその子孫において存続させようとする強い欲望をも植え付けた。」⁷⁾つまり人は、自分のみならず、自分の儲けた子供を維持する義務を負っている。この事実が、子供が親の所有権に与り、その財産を相続する資格を与えるものである。このことは、神の定めであるとともに、自然法の教えるところでもある。

こうして子供は「親の死によって親の使用権が終息し、財産が親の手から離れる暁には、完全に自分のものになる財産に対し、親と一種の連帯権利をもっている。これが相続と呼ばれるものである。」また、「子供は親の財産に与る資格と、これを相続する天賦の権利をもっている。」また、当然のことであるが、「相続権はすべての子供に、父の財産に与る資格を与えるものであり、誰ひとりとして全財産とこれに付随すると考えられる主権を独占的に主張することはできない。」はずである。⁸⁾ロックはこのように、明確に、子供たちが相続権を平等に保有していることを確認する。

言い換えると、ロックは、第1部第9章第87～88節において、遺産相続に関連して次のように言う。人々が生れながらに持っている生存権は、彼らに

生存に必要な物や有益な物を利用する権利を与える。これが、万人共通の権利である「プロパティ」の性質である。このように、遺産相続は特定個人によってはできないと言いながら、他方では、一旦親が死亡すると、その財産は万人ではなく、その子供に継承される。その理由は、そうすることが「人類一般の継承してきた慣行である」⁹⁾からであるとする。議論の展開からすれば、本来は万人に権利がある筈の遺産の相続が、特定個人に特化して正当化されており、それをロックは追認するのである。

この点は、ロック自身の議論の矛盾点でもあるが、特定個人への遺産相続の是認は、ロックが当時の有産階級の限嗣相続の立場を実質上擁護し、内乱や革命による社会変動から有産階級を守るという立場を明らかにすることによって、有産階級の支持を確保しようと意図していた、との解釈もありえよう。¹⁰⁾

ロックは、現実には、長子相続が「人類一般の継承してきた慣行である」国法によって定められてきたために、全土地と権力を相続する諸国では、物に対する所有権たる「財産」も、人に対する支配権たる「権力」も、神の与えた権利として、誤解されて受容されてきた面がある、とする。そしてロックは、「財産」は個人的なものであるが、「権力」は公的なもの（支配は、被支配者のためのものであり、支配者だけのものではない）であることを強調している。前者は個人的なものだから親から子供へと相続可能だが、後者は公的なものだから相続はできない、という。¹¹⁾

ところで、誰が権威の後継者であり、なぜその資格を持つのかということを知るには、最初の支配者がその権威をどのような方法で、その支配権をどのような根拠によって、そしてどのような資格によって獲得したのかが明らかにされねばならない。ロックは、これまでの議論を次のように総括する。もし、王笏と王冠が「人々の同意、承認によって与えられたのであれば、その相続、譲渡も同じように、同意、承認によらなければならない。」¹²⁾また、もし支配権が、最初に神の明確な授与と啓示的宣言によって与えられたとすれば、この資格を要求する者は、その相続に対する神の明確な授与を受けなければならない。さらに、かりに支配権が「父権」、つまり「子を儲ける」という行為によって与えられたとしたら、その資格は、相続権、長子相続権によ

っては決して与えられなくて、ただ「子を儲ける」ということによってのみである。

こうして「契約」による権力は「契約」によって、神の明確な「授与」による権力は神の明確な「授与」によって、そして「子を儲ける」ことに基づく権力は「子を儲ける」ことによってしか成立しないし、継承できない。また、同様に、人が禽獣を利用する権利や子が財産を相続する権利は、人（その所有者と相続人）が快適な生活を送る権利に基づいており、この権利と「支配権」（その目的は公共的なもの）とは全く異なるものであることは明白である。

そしてロックは結論する。支配権力は公的なものなのだから、それを個人的に「相続」することはできない。かりにアダムが神の直接の授与によって「権力」を得たとしても、権力が公的なものである以上、今日の権力はその相続によるのではない、と。¹³⁾

また、第10章でロックは、フィルマーが言うところのアダムの絶対君主権の相続人を問題にする。フィルマーが言うように「その大小を問わず、また世界のどんな遠隔の地から集まったものであろうと、人が集団をなしているところには、それだけを取ってみると、その中には、アダムの直接の相続人として、生まれつき他の者に王たる権利を持つ者が必ず一人はいることは疑い得ない真理である。これは、すべての者が生まれつき王か臣民かのいずれかであることによる。」¹⁴⁾ということが真実ならば、これを見つけねばならない。だが、残念ながら、今日数多くいる諸国の王の中から、誰がアダムの直接の相続人であるか、を確定することは不可能である。

さらに第11章のはじめに、ロックはこの書の執筆目的が次のことを明らかにすることにあるとしている。「古今を通じて、人心を動搖させ、都市を壊し国を荒らし、世界の平和を乱す災いの大半をもたらした源である一大問題は、そもそも、権力というものが存在するものかどうか、あるいは、どこから起ったかということではなく、誰がこれを握るべきかということであった。」¹⁵⁾ロックは、フィルマー説に沿って「誰がアダムの相続人か」を検討し、すべての人間がアダムの子孫であるから、その中から唯一の正当な相続人を見いだすことは不可能であると結論したのである。

以上、第7章から第11章にかけて、ロックは天賦の支配権たる父権と個人的な支配権たるプロパティとの間の矛盾、王位を獲得する方法に関するフィルマーの無頓着、アダムの支配権の継承という論理の無理を説明し、フィルマー説の破綻を論証したのであった。その説明は明確であり、フィルマー説の杜撰さが明らかにされた。こうした批判を見る限り、ロックのフィルマーに対する優位は明白であると思われる。¹⁶⁾

だが、こうしたロックのフィルマー批判の成功にもかかわらず、いくつかの点を指摘しておきたい。一つは、フィルマーは「統治における道徳的権威と服従の義務の根拠」に神の命令を挙げるのだが、ロックもまた、創造主神と作品人間という枠組みとともに、自然法（神の法）→人定法という体系を提示し、人々の同意で成立する社会の統治の究極の根拠としている点である。もう一つは、ロックのフィルマー批判は、あくまで政治的な運動の観点からなされていることである。しかも、元来カトリックとは異なるフィルマー理論を、カトリックの他宗派への非寛容、ならびに専制的統治と結びつけ、フィルマー批判を反カトリック運動の立場で行っている点である。本来別物のカトリックとフィルマーを同一視し、取り扱っているところにロックの姿勢に問題なしとは言えないであろう。この点がアイルランド人民の権利要求に対し、カトリックだから（認めないと）沈黙せざるを得なかった理由であろう。これはロックによる反カトリック＝反専制としてのフィルマー批判がもたらした大きな難点である。

注

- 1) J.Locke,TT.L-213, G-53. 松浦120頁
- 2) Ibid.,L-215, G-54. 松浦123頁
- 3) Ibid.,L-215, G-55. 松浦124頁
- 4) Ibid.,L-218, G-58. 松浦129頁
- 5) Ibid.,L-222, G-61. 松浦134頁
- 6) Ibid.,L-223, G-61-2. 松浦136頁
- 7) Ibid.,L-224, G-63. 松浦138頁
- 8) Ibid.,L-224-7, G-63-5. 松浦138-41頁
- 9) Ibid.,L-224, G-63. 松浦138頁

- 10) 限嗣相続の意義に関しては、水谷三公『英國貴族と近代』東京大学出版会、1987.155-62頁を参照。ことに、統治権力（支配権）と遺産相続（財産権）とを区別することにより、政府の解体や政権交代がその母胎である共同体（コミュニティ）の解体に直接連結しないという論点が、社会の安定装置の意味で重要であると思われる。
- 11) ここでのロックは、プロパティ＝財産とし、しかもそれを私的なものとして捉えており、第2編でのプロパティ＝生命・自由・財産という定義とは異なる。したがってここでは、私的支配と公的支配の相違が、財産と政治権力とを区別する指標とされている。だが、ロックの広義のプロパティ概念では、自己保存＝人類の保存という観点があり、私と公が接合する観点が含まれている。
- 12) Ibid.,L-229, G-66. 松浦143頁
- 13) Ibid.,L-230, G-68. 松浦145-6頁。ここでのロックの論理は、父権や財産権は私的であるが、政治権力は公的な性格を有し、この質の相違を両者がつながらない理由としている。この点については、友岡他『ロック 市民政府論入門』有斐閣、1978.74-5頁を参照。
- 14) Ibid.,L-234,G-71-2. 松浦153頁
- 15) Ibid.,L-236-7, G-73. 松浦157頁
- 16) ロックの狙いはフィルマーの絶対君主制の批判を通して、カトリック信者による統治が自ずと専制に陥ることを示すことにあったと思われるが、王政自体の転覆を目指してはいなかった、と思われる。なぜなら彼は、国王の大権を重要視していたからである。一方で、立法権が最高権力であり、それを担うのは立法府であるとしながら、他方では、『統治論』第2編第12～14章で、主権の最も中枢をなす立法権に関してすら、国王がその召集権を有する形でその一部を担うのみならず、立法権の補助手段とはいえ、また公共の福祉の確保という条件付きとはいえ、執行権や連合権は国王の掌中にあり、立法府の開催されていない日常においては、事実上、国王が相当な範囲内で、公共の福祉という枠内で最高権力者として君臨する体制を説いている。
- そして、国王の大権に関しては以下のようない記述が見られる。初期の国家の頃には「支配者というのは、父親であったから、人々の福利を見張っており、政治はほとんど全く大権に尽きていた。」(J.Locke,TT.L-p.394),「イギリスの歴史をよく検討してみると、大権というものは、最も賢明で、最も善い君主の場合に、いつも最大であったことがわかる。……けだし君主は、一切の法の基礎であり、目的である公共の福祉に適うように行為したからである。」(Ibid.,pp.395-6),「大権というのは、規則のないところで、公共の福祉のために必要なことをする権力にほかならない」(Ibid.,p.396)「大権というのは、人民が、その支配者に、いくつかのことについて自由選択で行動することを許すことにはかならない。この場合、法の規定はなく、場合によっては法の明文に反してであるが、公共の福祉が目的である。そしてそれがなされた時、彼らがこれを暗黙のうちに認めることが必要である」(Ibid.,p.395)と書いている。しかも大権

が正しく行使されたかどうかの判断をする者は、地上にはいざ、「天に訴える以外に、救済の途をもたない」(Ibid.,p.397)のである。この点は、フィルマーの言う、神の法により国王への抵抗は禁止されているという論理に限りなく近い。無論ロック理論の中には、人民の保守性という前提の下であれ、抵抗権の概念が含まれているのだが。cf. P.Laslett,op.cit.,p.19.